

平成 2 1 年第 2 回更別村議会定例会会議録

平成 2 1 年 6 月 1 5 日

平成 21 年第 2 回更別村議会定例会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男

書記 吉本 正美

書記 佐藤ちはる

| | 議 事 |
|-----|--|
| 議 長 | <p>ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 21 年第 2 回更別村議会定例会を開会いたします。</p> <p>(10 時 00 分)</p> |
| 議 長 | <p>村長より招集の挨拶があります。</p> |
| 村 長 | <p>岡出村長</p> <p>本日ここに、平成 21 年第 2 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、大変ご多忙の中、それぞれ定刻までにご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。</p> <p>新年度に入りまして、早 2 か月半であります。これまで大雪、降霜、強風、風塵等に見舞われ、アスパラ、ビート等に一部被害を受けましたが、総体的に農作物の生育は順調ということではありますが、6 月に入り不順な天候が続いておりまして、天候の回復に期待をいたしているものでございます。</p> <p>村政執行におきましては、村民皆様方のご協力をいただき、ほぼ順調に進めさせていただいているところであります。</p> <p>しかしながら、100 年に 1 度の不況、底を打ちつつあると言われますけれども、依然として厳しい状況に変わりはなく、国の経済対策と連動し、追加対策を講ずべき、作業を進めているところでございまして、対策案につきましては、早い段階でお示しをし、協議をお願いするものでございます。</p> <p>本定例会におきましては、報告案件 2 件、人事案件 3 件、新条例の制定、村道路線の廃止及び認定、一般会計補正予算についてご審議を願うことといたしているところでございます。</p> <p>よろしくお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶といたします。</p> |
| 議 長 | <p>村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>(10 時 03 分)</p> |

| | | |
|---------|---|--|
| 議 | 長 | <p>本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。</p> |
| 議 | 長 | <p>日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 7 番本多さん、1 番赤津さんを指名いたします。</p> |
| 議 | 長 | <p>日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。</p> |
| 議会運営委員長 | | <p style="text-align: center;">堂場議会運営委員長</p> <p>議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 さきに、第 2 回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 6 月 3 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から 6 月 23 日までの 9 日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> |
| 議 | 長 | <p>委員長の報告が終わりました。</p> |
| 議 | 長 | <p>なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。 日程第 3、会期決定の件を議題とします。 おはかりいたします。 本定例会の会期は、本日より 23 日までの 9 日間といたしたいと思います。</p> |
| 議 | 長 | <p>これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）</p> |
| 議 | 長 | <p>異議なしと認めます。 したがって、会期は 9 日間と決定しました。</p> |
| 議 | 長 | <p>日程第 4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。</p> |
| 議 | 長 | <p>日程第 5、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。 なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。</p> |
| 村 | 長 | <p style="text-align: center;">岡出村長</p> <p>それでは口頭説明をさせていただきます。 1 番目の寄附につきましては、お目通しを願うものでございます。 2 番目の新型インフルエンザ対策でございますが、別紙 1 を見ていただきたいと思います。</p> |

新型インフルエンザ対策でございますが、1 番の世界保健機関、W H O の状況でございますが、ご承知のように 6 月 12 日にフェーズ 6 に引き上げられ、パンデミック宣言がされたということでございます。国の対応につきましては、お目通しを願うものでございます。

3 番目の道の対応でございますが、6 月 11 日に道内初感染者が発生したということでございまして、道内における患者の発生についての知事コメントが発表されたところでございます。

4 番目の村の対応でございますが、2 月 10 日に新型インフルエンザ啓発チラシを全戸配布してございますが、これにつきましては鳥インフルエンザを対象としたものでございます。5 月 1 日に更別村新型インフルエンザ対策会議を設置し、第 1 回の会議を開催してございます。次に 5 月 11 日でございますが、チラシ「備えよう新型インフルエンザ」の全戸配布を行ってございます。続いて 5 月 12 日は村のホームページに新型インフルエンザの掲載をしたところであります。5 月 18 日には更別村新型インフルエンザ対策本部を設置いたしまして、第 1 回の会議をもってございます。その中で行動計画、更には各部の役割について決めさせていただいたところでございます。5 月 20 日にチラシとして「新型インフルエンザ発熱相談センターへのお知らせ」を新聞折込等で周知をしたところであります。6 月 12 日、第 2 回の対策会議をもちまして対策予算について協議をさせていただきました。今後、秋からの対策として必要な対策物資等を備えることといたしまして、今定例会の補正予算に計上することといたしたところでございます。6 月 12 日には、道内初感染者が出たということで、第 3 回の対策会議をもってございまして、道内患者発生に伴う今後の対応について協議をしたところでございます。

いずれにいたしましても、いつどこで感染者が出るかということとはわからないわけでありまして、出た時には速やかに対策を講ずべき確認をいたしたところであります。

3 番目、4 番目、5 番目につきましては、それぞれお目通しを願うものでございます。

以上であります。

議 長

これで村長からの一般行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います

議 長

日程第 6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

議 長

日程第 7、報告第 1 号、平成 20 年度繰越明許費の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

村 長

岡出村長

報告第 1 号、平成 20 年度繰越明許費の件でございます。

地方自治法第 213 条の規定により、平成 20 年度歳出予算の経費を翌年度に繰越をした件について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項に基づき、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、報告をするものであります。

次のページ、お開きをお願い申し上げます。

平成 20 年度更別村一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この事業のほとんどが平成 20 年度国の補正予算にかかる経済対策として年度末に補正させていただいた事業でございます。これらについて平成 21 年度に繰越をしたということでございます。

款、項につきましてはお目通しを願うものであります。

事業名につきましては、お示しの 8 事業、10 項目でございます。

ご参照賜りたいと思います。

金額につきましては、合計で 383,340,000 円、そのうち翌年度繰越額といたしましては、351,688,543 円でございます。その財源内訳といたしまして、既収入特定財源といたしまして、161,662,543 円、未収入特定財源といたしまして国庫支出金につきましては、152,390,000 円、村債が 23,000,000 円、一般財源といたしましては 14,636,000 円でございます。

以上、調整し報告するものでございます。

議 長

説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長
議 長

これで質疑を終了し、報告済といたします。

日程第 8、報告第 2 号、平成 20 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

岡出村長

村 長

報告第 2 号、平成 20 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件でございます。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 20 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業について報告するものでございます。

次のページから平成 20 年度の事業報告書でございます。

1 枚めくっていただきまして、貸借対照表でございます。

これにつきましては、道の駅、カントリーパークを合わせたものでございます。資産の部といたしまして、1 の流動資産、38,653,639 円、2 の固定資産、1,586,844 円、3 の繰延資産は 0 でございまして、資産の部の合計、40,240,483 円でございます。

負債の部にいきまして、1 の流動負債、3,031,849 円、2、3 とありません。負債の部の合計といたしまして、3,031,849 円、純資産の

部でございますが、1の株主資本で37,208,634円でございます。2、3とございまして、資本の部の合計として37,208,634円、負債資本の部の合計として40,240,483円でございます。

次のページが損益計算書でございますが、1の純売上高につきましては、89,436,774円、2の売上原価といたしましては、合計で43,842,880円、期末たな卸高、4,070,380円、売上総利益といたしましては、差引いたしまして、49,664,274円となるものでございます。3の販売費及び一般管理費につきましては、50,053,204円、これらを差し引きいたしまして営業利益につきましては388,930円の減、これに4の営業外利益、469,357円、5の営業外費用、66,941円、それに税引前当期純利益、66,941円、法人税、住民税及び事業税、206,000円を差し引きいたしますと、当期純利益につきましては、139,059円の減となるものであります。

平成20年度の道の駅、さらべつカントリーパークの状況をご説明申し上げますと、営業状況につきましては、道の駅の部におきましてはガソリンの高騰の影響で出足が鈍ったということでございまして、レシートによる参考数値でございますが、平成19年度は48,350人、平成20年度につきましては46,100人、2,250名の減と試算をいたしているところでございまして、それによる影響が859,000円マイナスになったということでありまして、それから7、8月の冷夏に伴いまして、飲料水、ソフトアイスが販売不振ということでございまして、1,105,000円程売上げ減となっております。またタバコのタスポの導入によりまして自動販売機の売上げが半減したということでございまして、売上高につきましては3,899,000円減となったものでありまして、道の駅の売上げが前年と比較いたしまして、6,275,000円減となったものであります。

カントリーパークにつきましては、入場者数が平成19年度は7,421人、平成20年度につきましては7,384人と37人減でございますが、高い施設の利用が減って比較的安価な個別サイトの利用が増えたということでありまして、利用収入といたしましては、971,000円減となっておりますし、また売店の収入も178,000円減となって総体では1,133,000円の減となったところでございます。

次のページが、さらべつ振興公社の販売費及び一般管理費の計算内訳を詳しく載せてございますが、これにつきましてはお目通しを願うものであります。

次のページが、道の駅さらべつの損益計算書でございます。総体的には、先程申し上げたとおりでございまして、当期純利益につきましては、931,935円マイナスとなったところでございます。

次のページが、道の駅さらべつの販売費及び一般管理費の計算内訳であります。お目通しを願うものであります。

次のページが、さらべつカントリーパークの損益計算書、これにつきましては、当期純利益が、792,876円の黒字となっております

けれども、前年から比較いたしますと少し落ち込んでいるところでございます。

次のページが、さらべつカントリーパークの販売費及び一般管理費の計算内訳でございます。お目通しを願うものであります。

次のページの株主資本等変動計算書につきましても、お目通しを願うものであります。

次ページも同じでございます。

次のページの個別注記表につきましても、お目通しを願うものであります。

最後のページ、役員の名簿でございますが、これにつきましては農協の役員の変更等もございました。それに基づきまして、次のとおり役員が決定してございます。ご参照いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、昨今の厳しい状況でございます。

カントリーパーク、道の駅につきまして、新たな事業の展開、商品の販売戦略、イベントへの積極的参加等によって収益を確保しなければならないということでありまして、また管理経費の見直し、商品の在庫管理も適正に行って経常経費の節減に努めなければならないということで、会社の方と打ち合わせをさせていただいているところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了し、報告済といたします。

議 長 日程第9、諮問案第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

推薦内容の説明を求めます。

岡出村長

村 長 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員として推薦いたしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

意見を求めたい方につきましては、更別村字更別南1線96番地16、安江勝明氏、66歳でございます。

人権擁護委員につきましては、2名おられますが、そのお1人でございます。

安江氏におかれましては、平成18年10月1日から人権擁護委員を務められておりますけれども、この9月30日で任期満了となります。

再度、お願いいたしたく推薦をさせていただくものでございます。よろしくお願いを申し上げ提案説明といたします。

議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議長 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。
これから諮問案第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を採決いたします。
原案によるものを適任と認めることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 長 異議なしと認めます。
したがって、原案によるものを適任者と認め、推薦に同意することに決定しました。

議長 長 日程第 10、議案第 37 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
岡出村長

村 長 議案第 37 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件でございます。
更別村公平委員会委員に次の者を選任いたしたいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
同意を求めたい方は、更別村字更別南 1 線 99 番地 66、神成哲也氏、昭和 45 年 5 月 5 日生まれ、39 歳でございます。
公平委員 3 名中、任期途中で退任申し出の松本裕二委員の後任といたしましてお願いするものでございます。
任期につきましては、松本氏の残任期間、平成 23 年 7 月 27 日までお願いするものでございます。
議会の同意をお願い申し上げます。
以上、提案説明といたします。

議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。
4 番 堂場さん

4 番堂場議員 ただ今の説明で、任期途中で変わるということなのですが、確か前任者も郵便局長だったかと思うのですが、この神成哲也さんについては初めて聞く名前であります。それでこの方の経歴等について教えて欲しい。

議長 長 岡出村長

村 長 ちょっと説明不足でありました。神成哲也氏は松本裕二局長の後任として大樹局から更別郵便局長として赴任をしたものでございま

議長
4番堂場議員

す。更別郵便局長として現在活躍中ということであります。

4番 堂場さん

わかりました。それで公平委員の選任についての決まりとか規約とかあるのかどうなのか、その点を含めてちょっとお聞きしたいのですが、今、公平委員の選任について議会にかかっているのですが、名前も初めて聞くような人のことでもあります。それで前任者も局長、今度も局長ということで、そういう規定の中で、そういうようなことも含まれているのか。

議長
村 長

岡出村長

公平委員につきましては、各職種からバランスよくお願いをしているところであります。特に国家公務員関係で村内にいる方をお願いしているのですけれども、そういう方はおられませんので、現在は民間になってございますけれども、郵便局長につきましては国家公務員との関りが非常に強くて、また国家公務員の人事、給与等、色々な処遇に関しまして詳しい方ですので、そういうところからお1人お願いをしたということでもあります。

議長
4番堂場議員

4番 堂場さん

説明はよくわかりますが、村民としては顔もわからない、名前もわからないという人が新しく公平委員になったということで、ちょっと考えるのかなということでお聞きしたのですが、答弁はいりませんけれども、そのようなことでよろしくお願ひします。

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第37号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議長

日程第11、議案第38号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第38号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件でございます。

更別村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求めたい方は、更別村字更別西 4 線 17 番地 6、渡典夫氏、昭和 29 年 7 月 15 日生まれ、54 歳でございます。

委員 3 名のお 1 人でございます。渡氏におきましては、平成 18 年 8 月 1 日から委員を務めていただいているところであります。

7 月 30 日で任期満了となります。

再度お願いを申し上げたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくお願ひ申し上げ、提案説明といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第 38 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議長 日程第 12、議案第 39 号、更別村地域新エネルギービジョン策定委員会設置条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長 議案第 39 号、更別村地域新エネルギービジョン策定委員会設置条例制定の件でございます。

更別村地域新エネルギービジョン策定委員会設置条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしまして、更別村におけるエネルギー利用の現状等を踏まえ、新エネルギーの利用の可能性や方向性に関する今後の指針となる更別村地域新エネルギービジョンを策定するため、学識経験者や住民代表等で組織する地域新エネルギービジョン策定委員会を設置する必要がありますことから、この条例を制定するものでございます。

今般、国の補助を受けて本村における新エネルギービジョンを策定することにしてございます。

策定にあたりまして委員会を設置するものでございます。

次のページが新条例の内容でございます。

更別村地域新エネルギービジョン策定委員会設置条例、設置といたしまして、第 1 条、更別村におけるエネルギー利用の現状等を踏ま

え、新エネルギーの利用の可能性や方向性に関する今後の指針となる更別村地域新エネルギービジョンを策定するため、地域新エネルギービジョン策定委員会を設置する。

所掌事務でございますが、第 2 条、委員会は村が策定するビジョンに関し、調査及び検討を行うというものでございます。

組織といたしましては、第 3 条、委員会は 9 人以内の委員をもって組織する。

2 項といたしまして、委員は次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

第 1 号、学識経験者、第 2 号、地場産業関係者、第 3 号、住民代表者、第 4 号、エネルギー供給関係者、第 5 号、教育関係者、第 6 号、前 5 号に掲げる者のほか、村長が必要と認めた者とするものであります。

第 3 項、委員の任期は委嘱の日からビジョンの策定が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とするものであります。

委員長及び副委員長でございますが、第 4 条で委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 項といたしまして、委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

第 3 項、委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

第 4 項、副委員長は委員長を輔佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

会議といたしまして、第 5 条、委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

第 2 項、会議は委員の過半数が出席しなければ開くことは出来ない。

第 3 項、会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

第 4 項、委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

報酬、第 6 条、会議に出席した場合の報酬は、1 回につき 6,000 円とする。

費用弁償、第 7 条、費用弁償の額は職務のため、旅行した場合の費用とし、その種類は日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃とする。

第 2 項、前項に規定する旅費の額は、更別村職員の旅費に関する条例別表第 1 に定める額とする。

事務局、第 8 条、委員会の事務局は企画政策課に置く。

委任、第 9 条、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事故は委員長が会議に諮って定める。

附則といたしまして、施行期日でございますが、この条例は平成

21年7月1日から施行する。この条例の失効でございますが、平成22年3月31日限り、その効力を失うということでもあります。

平成21年度更別村地域新エネルギービジョン策定等の事業につきましては、資料を提出してございます。この資料につきましては、詳しく内容を載せてございますので、ご参照いただきたいと思います。資料の1ページから3ページでございます。よろしくお願いを申し上げます。

以上、提案説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

4番 堂場さん

4番 堂場議員 ちょっと確認したいのですが、第3条の第3項に、委員の任期は委嘱の日からビジョンの策定が完了するまでとするということになっています。そして、附則で、平成22年3月31日で効力を失うということになっています。ということは、このビジョンの策定は、3月までに策定が仕上がるということによろしいのですか。

議長 岡出村長

村長 平成21年度中にこの策定するということです。

従って、諮問答申の行為が終わりますと委員の任期が切れてしまいますし、この条例は平成22年3月31日で失効してしまうということでもあります。

議長 他に質疑はありませんか。

7番 本多議員 議長、動議。

議長 7番 本多さん

7番 本多議員 ただいま、議題となっております、議案第39号、更別村地域新エネルギービジョン策定委員会設置条例制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

各位のご賛同をお願いいたします。

議長 ただいま、7番本多さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって本動議をただちに議題として採決いたします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。

おはかりいたします。

議案第39号、更別村地域新エネルギービジョン策定委員会設置条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
したがって、議案第 39 号、更別村地域新エネルギービジョン策定委員会設置条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

議 長 しばらく休憩いたします。 (10 時 45 分)
議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (11 時 00 分)
議 長 日程第 13、議案第 40 号、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
岡出村長

村 長 議案第 40 号、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件でございます。
過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 6 項の規定により、更別村過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更するものでございます。
理由といたしましては、強い農業づくり事業の実施等に伴い、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、更別村過疎地域自立促進市町村計画を変更するものでございます。
この件に関しましては、5 月 1 日の臨時会におきまして、J A さらべつ事業主体の強い農業づくり事業、穀類乾燥調整施設の整備にかかる村の補助金についてお認めをいただいたところでございますが、この件に関しましては、道と協議の上、過疎債の対象にさせていただくということになってございます。しかしながら、更別村過疎地域自立促進市町村計画にも事業メニューとして、これを載せていなければならないということでございますので、今般、計画書について変更するものでございます。
別冊で市町村計画につきましてはお示しをしているところでございますが、改正内容につきまして資料を提出してございます。
議案資料の 4 ページをお開き願います。
更別村過疎地域自立促進市町村計画新旧対照表でございます。
改正案と現行を載せてございますが、改正案の方に計画書の 16 ページに農業生産体制の確立という欄がございますけれども、そのに農産物の品質向上、安定供給の体制確立という文言を入れるということであります。そして(3)の計画では、経営近代化施設、農業、強い農業づくり事業、事業主体を農協、これを加えるということでございます。
続いて、下の段にいきまして、これにつきましては、従来の計画に現行では自動車、村民バスの更新事業を載せてございましたけれども、これにつきましては平成 21 年度中に購入する予定がないということで、これにつきましては計画から削除するというところでございます。

いづれにいたしましても、過疎債を借りるための計画の変更という
 ことをご理解をいただきたいと思ひます。

以上、提案説明といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
 質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから本案に対する討論を行います。
 討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。
 これから議案第 40 号、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の
 件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 この際、関連がありますので、日程第 14、議案第 41 号、村道路線
 廃止の件と日程第 15、議案第 42 号、村道路線認定の件の 2 件を一括
 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

議長 議案第 41 号、村道路線廃止の件でございます。
 道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、次の村道の路線を廃止する
 ということとあります。

廃止する路線は番号 30、路線名、更別東 6 条線、起点といたしま
 して、更別村字更別南 2 線 95 番地 67 地先、終点といたしまして、
 更別村字更別南 2 線 95 番地 66 地先(南 2 線乙)ということとあり
 ます。延長といたしまして、110.10m、主たる経過地につきましては、
 更別市街となっております。

番号 34、路線名、更別 2 丁目線、起点といたしまして、更別村字
 更別南 1 線 91 番地 74 地先(更別西 3 条線)、終点といたしまして、
 更別村字更別南 1 線 93 番地 36 地先(更別東 2 条線)ということと
 あります。延長といたしまして、279.74m、主たる経過地につきま
 しては、更別市街となっております。

理由といたしまして、村道路線の延長に変更が生じたので、認定
 替するため、議会の議決を求めるものでございます。

この路線を一旦廃止をして、新しく村道の路線を認定するとい
 うこととあります。

次の議案第 42 号、村道路線認定の件でございます。

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、次の村道の路線を認定する

ということであります。

番号 30、路線名、更別東 6 条線、起点といたしまして、更別村字更別南 2 線 95 番地 28 地先(更別東 5 条線) 終点といたしましては、更別村字更別南 2 線 95 番地 66 地先(南 2 線乙)ということであります。延長といたしまして、168.52m、主たる経過地につきましては、更別市街となっております。

番号 34、路線名、更別 2 丁目線、起点といたしまして、更別村字更別南 1 線 89 番地 16 地先(更別駅裏通り) 終点といたしまして、更別村字更別南 1 線 93 番地 36 地先(更別東 2 条線)ということであります。延長といたしまして、368.92m、主たる経過地につきましては、更別市街となっております。

理由といたしまして、村道路線の延長に変更が生じたので、認定替するため、議会の議決を求めるものでございます。

この件に関しましては、資料を提出してございます。

議案資料の 5 ページをお願い申し上げます。

下段の方に道路番号の 30、更別東 6 条線を載せてございますが、廃止する部分といたしましては、点線、新たに認定する路線につきましては、実線でお示しをしてございます。ちょっと小さくて見づらいのでありますけれどもご了承願いたいと思います。

それから中程に、34、更別 2 丁目線を表示してございます。これにつきましては点線が廃止する線、実線が新たに認定する路線でございます。ご参照いただきたいと思います。

以上、提案説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、これから議案第 41 号及び議案第 42 号に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4 番 堂場さん

4 番堂場議員

これは廃止と認定なのですが、この説明からいくと起点が延長するということなのですね。それで、この村道を廃止するということは、今まであった道路が村の道路でなくなるということで、その道路用地はどうなるのですか。その道路を延長するのではなくて、資料からいくと違う方になっているから、旧廃止する道路用地という考えで良いのか。

議長
村長

岡出村長

この資料の示し方がちょっと誤解を招くような表示になってございまして、申し訳ありませんけれども、この点線と実線は同じ道路と考えていただきたいと思います。ちょっとずらして書いてありますもので違う道路と勘違いされると思いますけれども、実は同じ路線でいったん破線の所は廃止をして、すぐ実線のところを同じ路線を認定するということとでございます。

議長

他に質疑はありませんか。

- 議 長 (ありませんの声あり)
これで質疑を終わります。
これから議案第 41 号及び議案第 42 号に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)
- 議 長 これで討論を終わります。
これから議案第 41 号、村道路線廃止の件及び議案第 42 号、村道路線認定の件を一括して採決いたします。
議案第 41 号及び議案第 42 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 41 号及び議案第 42 号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第 16、意見書案第 4 号、地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
1 番 赤津さん
- 1 番赤津議員 地方財政の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。
内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。
世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。
とくに、介護・福祉施設の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけこれらの政策分野の充実・強化が求められています。
平成 21 年度予算では、当面の追加予算措置が盛り込まれましたが、継続的な予算措置が必要です。
このため、平成 22 年度の地方財政予算全体の規模拡大を求めるため、別紙意見書を、本多議員の賛成を得て提出するものです。
ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。提案の理由といたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)
- 議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)
- 議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第17、意見書案第5号、地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番 高橋さん

2番高橋議員

地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

昨年12月に閣議決定された地方分権改革の内容は、国の出先機関の事務・権限の見直しであり、北海道の行政・経済への影響が懸念されます。

地方分権を進めるにあたっては、第1に「地方分権の理念」の明確化、第2に理念に基づく「国と地方の役割」の明確化が必要です。

住民生活の安定と向上がはかれることを前提に、なにより「地方の目線」に基づく地方分権改革の検討を求めるため、別紙意見書を、松橋議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。提案の理由といたします。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから意見書案第5号、地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第18、意見書案第6号、全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3 番菊地議員

3 番 菊地さん

全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

健康保険法の改正により政府管掌健康保険から移行した健康保険制度は、保険料率が全国一律から地域の医療費に応じ都道府県単位ごとの設定となります。

格差是正のため全国健康保険協会の財源を全国調整することとなっており、相互扶助という医療保険の趣旨を踏まえた制度とすべく、適正な措置を講じるよう政府及び北海道に求めるため、別紙意見書を、堂場議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます提案の理由といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。
これから意見書案第 6 号、全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第 6 号は原案のとおり可決されました。
議長 日程第 19、意見書案第 7 号、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4 番 堂場さん

4 番堂場議員

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

核兵器廃絶と恒久平和の願いは、私たち被爆国民の心からの叫びです。

しかし核兵器の脅威から、今なお人類は解放されておられません。

核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆 65 周年を迎える平成 22 年に開かれる核拡散防止条約 (NPT) 再検討会議に向けて、実効ある

核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に強力に取り組むことを政府に要請するため、菊地議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。

議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 長 これで討論を終わります。
これから意見書案第7号、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

議長 長 日程第20、意見書案第8号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番 高橋さん

2番高橋議員 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

今、わが国は格差社会が進み、低賃金労働者層が増加しています。

昨年度の中央最低賃金審議会では、賃金の底上げに向けて努力するという政労使合意がなされ、その結果、昨年度の地域最低賃金の引き上げとなりましたが、「最低限の生活の保障水準」には、ほど遠いものです。

地域最低賃金の大幅な引き上げにより、地域の賃金レベルを上げることが喫緊の課題であり、今年度の地域最低賃金の改定に当たっても、中小企業等の生産性向上などを考慮しつつ、少なくとも札幌市の生活保護基準と同額レベルなど、経済的に自立可能な水準への改定を強く求めるため、赤津議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。

議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

議 長 (ありませんの声あり)
 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから本案に対する討論を行います。
 討論の発言を許します。

議 長 (原案賛成の声あり)
 これで討論を終わります。
 これから意見書案第 8 号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求
 める意見書の件を採決いたします。
 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
 したがって、意見書案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 21、意見書案第 9 号、平成 22 年度国家予算編成における義
 務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元、
 就学援助制度充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書の件を
 議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 6 番 松橋さん

6 番松橋議員 平成 22 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫
 負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元、就学援助制度充実など教育
 予算の確保・拡充を求める意見書の提案理由を申し上げます。
 内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。
 教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法 26 条で定められて
 おり、全ての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な
 責任です。
 しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が 3 分の 1 に縮小され
 たことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、
 教育条件の地域間格差も拡がりつつあります。
 自治体財政格差や家計の格差が教育格差とならないよう、国の責
 務において教育予算を確保・拡充させることを強く要請するため、
 高橋議員の賛成を得て提出するものです。
 ご賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げまして提案の理
 由といたします。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
 質疑の発言を許します。

議 長 (ありませんの声あり)
 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから本案に対する討論を行います。
 討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。
これから意見書案第 9 号、平成 22 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元、就学援助制度充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議 長

したがって、意見書案第 9 号は原案のとおり可決されました。
日程第 22、意見書案第 10 号、勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

7 番本多議員

7 番 本多さん

勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

非正規労働者は現在、約 1,800 万人と労働者全体の 3 分の 1 を超え、生活保護世帯も 116 万世帯まで増大し、貧困問題が深刻な社会問題となっています。

国民年金や国民健康保険の未納者の増大に示されるように、わが国の社会的セーフティネットの中核をなす、社会保険制度から排除される貧困層が増大しています。また、生活保護制度も本来の機能を果たしていません。

格差社会是正と勤労貧困層の解消に向け、全ての国民に仕事を通じた社会参加と所得保障を確立するため、積極的な雇用労働政策と社会保障政策の連携による社会的セーフティネットの再構築を求めるため、菊地議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議 長

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから意見書案第 10 号、勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する意見書の件を採決いたします。

議

長

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議

長

したがって、意見書案第 10 号は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

議事の都合により 6 月 16 日から 6 月 21 日までの 6 日間休会いた
したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、6 月 16 日から 6 月 21 日までの 6 日間休会することに
決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって、散会いたします。

(11 時 38 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 6 月 15 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 赤 津 寛一郎